

○大山崎町公園管理サポーター制度実施要綱

平成19年12月20日

告示第53号

(趣旨)

第1条 この要綱は、身近な公共空間である公園の環境美化活動について、地域住民が参画する公園管理サポーター制度の実施に関し必要な事項を定めることにより、環境美化等に対する住民意識の高揚を図り、もって住民との協働によるまちづくりを推進することを目的とする。

(対象者)

第2条 公園管理サポーター制度の対象者は、大山崎町が管理する公園等において、この要綱の趣旨に賛同し、第3条に規定する活動を希望する町内会、自治会及びこれらに類する団体（以下「町内会等」という。）とする。

(公園管理サポーターの活動)

第3条 公園管理サポーターが行う公園内の環境美化等活動の内容は、次に掲げるものとする。

- (1) 活動区域内の除草、草刈、清掃、花壇の維持管理等
- (2) 収集が困難な不法投棄物や施設の破損等についての情報提供
- (3) その他町と合意したもの

(協定の締結)

第4条 公園管理サポーターになろうとする町内会等は、代表者を定め、大山崎町公園管理サポーター申込書（様式第1号）により、町長に申込しなければならない。

2 町長は、町内会等が活動することを適当と認めるときは、公園管理サポーター制度に関する協定書（以下「協定書」という。）を取り交わすものとする。

(町の支援)

第5条 町長は、公園管理サポーターの活動に対し、予算の範囲内において次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 協定書に基づく報償金の交付

(2) 公園サポーター名を記した看板等の設置

(3) その他町長が必要と認めたもの

(活動報告)

第6条 公園管理サポーターは、その年度における活動状況について、大山崎町公園管理サポーター活動報告書（別記様式）により、町長に報告するものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（令和4年告示第31号）

この要綱は、告示の日から施行する。

様式 略